

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（内閣府）

制 度 名	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の縮減			
税目（条文番号）	所得税（投資型） （租税特別措置法第 41 条の 19 の 3、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5、租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 3）			
見 直 し の 内 容	<p>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（省エネ改修、バリアフリー改修）について、工事費要件を見直し、30 万円超から 50 万円超とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">+78 百万円 （▲500 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+78 百万円 （▲500 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+78 百万円 （▲500 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>既存の住宅ストックについて適切なリフォームが行われ、持続的な有効活用を図ることにより、リフォーム市場規模の拡大を通じた経済の活性化を図るとともに、既存住宅のバリアフリー化、省エネルギー化等の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高めていく必要があるが、厳しい財政状況を踏まえ、より規模が大きく、住宅ストックの品質・性能向上に資するリフォームに支援対象を重点化することとする。</p>			